関市消防委員会について

■役割

消防団員の服務及び待遇並びに消防施設の改善その他消防団の活性化等に関する事項について審議します。

会議は、年間2回程度

その他、消防団の行事への参加(操法大会、出初式 等)

■定員数

10人以内

■任期

任期は2年間(平成29年6月1日~平成31年5月31日)

■消防委員会委員の選考等

関市消防団の課題は、平成17年2月に合併してからは組織の再編、車両・車庫の適正配置、処遇改善というところに重きを置いていましたが、消防団再編計画において方面隊の廃止による分団制の実施、団員定数の見直し、出動手当の改善などを実施してきました。

これからの消防団の大きな課題は、「消防団員の確保」であり、特に昼間の消防力の低下をいかに防ぐかということになります。

そこで、消防団員の確保、消防団活動の活性化等については、経験者、関係団体、自治会、産業経済団体、一般市民、団員の家族など、広い分野からご協力をいただかなくてはならないという考えのもと消防委員を選考しました。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律 又は他の条例に定めるもののほか、市長又は教育委員会(以下「執行機関」という。) の附属機関を別表のとおり設置する。

(附属機関の名称等)

- 第2条 附属機関の名称、所掌事務、委員の定数及び委員の構成は、別表に定めるとおりとし、執行機関の附属機関の委員は、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。 (委任)
- 第3条 前条に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項については、 当該附属機関の属する執行機関が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
 - (関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年関市条例第3 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

3 関市児童発達支援センター条例(昭和47年関市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年3月26日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
 - (関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年関市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年10月26日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - (関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年関市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年3月10日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年関市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成29年3月16日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年関市条例第3
 - 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成29年3月16日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第1条、第2条関係)

市長の附属機関

名称	所掌事務	委員の定数		委員の構成
略				
関市消防委員会	消防団員の服務及び待遇並びに	10人以内	(1)	学識経験を有する者
	消防施設の改善その他消防に関		(2)	市職員
	する事項について審議し、市長		(3)	その他市長が必要と認める
	に意見を述べること。		者	

教育委員会の附属機関

略

関市消防委員会規則(昭和40年関市規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、関市附属機関設置条例(平成25年関市条例第68号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、関市消防委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、条例別表市長の附属機関の部関市消防委員会の項委員の定数欄に掲 げる定数以内の委員で組織し、委員会の委員は同項委員の構成欄に掲げる者のうちか ら、市長が委嘱し、又は任命する。
- 2 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱し、又 は解任することができる。
 - (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
 - (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(委員長及び副委員長)

- 第3条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。ただし、前条第1項の規定により委員長が互選されるまでの間に開催される委員会の会議については、市長が招集する。
- 2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するとこ ろによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日以後最初に委嘱された委員会の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年5月31日までとする。
- 3 関市行政組織規則(昭和58年関市規則第23号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)